

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し等を行う。

二 内容

(一) 法人事業税

ア 導管事業を除くガス供給業の課税方式について、特定ガス供給業にあっては従来の収入割に付加価値割及び資本割を加え、それ以外のガス事業者にあつては一般の事業と同様の課税方式に改める。

イ 資本金一億円超の法人の一部に対し所得区分に応じて適用されている所得割の軽減税率を廃止する。

(二) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得から住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長する。

(三) その他

地方税法の改正に伴う規定の整備を行う。

三 施行期日

令和四年四月一日